

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和3年 6月25日 (金) 開会中	11時10分 開会 11時55分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	(委員長) 15番 大井俊彦 (副委員長) 5番 平口朋彦	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝
	3番 原口康之	
	4番 吉田富士雄	6番 藤野 守
	8番 植田博巳	
	9番 村田博英	10番 良知義廣
	11番 澤田隆弘	
	12番 鈴木千津子	13番 太田佳晴
	14番 大石和央	
	16番 中野康子	
欠席議員		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 森田さおり 書記 本杉周平	
説明員		
傍 聴		

署名 委員長 _____

開会の宣告

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それではただいまから、議会改革特別委員会全体会を始めます。

今日は、A、B、C各班の皆さん、これまで割り当てられた案件についての作業をしていただきました。今日の予定は、各班から作業内容と、あるいはその作業結果等々について皆さんに報告し、皆さんからご意見を伺うというような段取りで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 協議事項 (1) 各班からの報告及び質疑応答

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは早速ですけれども、A班のほうからご報告のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。良知委員、お願ひします。

○（良知義廣君）

それでは、A班は私に一任をされましたので、私から報告をいたします。

Aグループ班長の名波議員の逝去に伴って、私からAグループの報告をいたします。

Aグループは会議規則と委員会条例の見直しを担当しました。委員会条例については改正の必要はないとの意見で一致しました。

会議規則については、第1条の参集、第100条の議長の秩序保持権、第107条の協議または調整を行う場について意見が出されました。これについては資料はありませんので、あらかじめ申し上げます。

第1条の参集については、委員からの意見として、議員は議事堂に参集すると規定されていますが、議場という表現は、現在ではあまり使われていないため、議場などの分かりやすい表現に改めるかどうかということでした。検討するに、議場とは、本会議の開かれる場所を指すが、議事堂とは、議会活動に必要な一切の目的施設の総称をしたものということでもあります。

議員が参集する場所は、会議へ出席するための議場ではなく、市長または議長の招集に応じ会議に出席するための所定の場所、いわゆる議事堂に集合することを指していることから、協議の結果、見直しの必要はないということになりました。

第100条の議長の秩序保持権については、委員からの意見として、会議の席上、出席してきた人に対し、議長が絡んだ法令違反容疑事件に市長が関係しているか否かの政治姿勢について質問した際、議長がそれを遮るような発言をしたことから、その状況を見て、当然に議長にある秩序保持権をこのような際には臨機応変に副議長が代わり議事を進行することが妥当ではないかと考え、秩序保持の観点から継続して質問することができるようにするため、全て議決に関する問題

は議長が定める。ただし、議長は必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決定すると規定されていますが、なお、議長が当事者になったときはこの限りでないという規定を付け加えたらどうかということでした。

地方自治法、会議規則には、議長の議事整理権や秩序保持権が規定されています。その中であって、昭和29年11月の過去の行政実例を見てみますと、議長に対する質問や議事進行に関係のない質問は取り上げなくてもよいとされているものがあります。行政実例としては古く、疑問が残りますものの、協議の結果、改正の必要はないということになりました。

次に、第107条、協議または調整を行う場については、委員の意見として、市議会としての意思は本会議委員会においてなされるものであり、地方議会は委員会中心主義で行うことになる。107条に基づく専門部会は政策提案や条例策定についての調査研究を目的として設けられたものであり、その報告先は議長または議会運営委員会となっている。そして、それを常任委員会で審議していくものではなく、第107条に基づく全員協議会において諮っていくことになることになると、常任委員会を軽視することになる。結果、地方自治法第100条第12項の条文解釈を逸脱していくことになるので、専門部会の必要はないとのことでした。

協議の結果、協議等の場における専門部会の取扱いについては、グループだけで判断できるものではないということになりました。

今後、この件を進めていくには、よく法律を理解し、正しい解釈を行っていくことが望まれることになり、その構成は常任委員会くらいの人数または議員全員、さらには仕切り直して改選後の議会に委ねたほうがよいのではないかとの意見が出ました。

また、付け加えていえば、条例規則のような議会にとって重要な法令は議会で班をまとめた上、法令に詳しい専門家の弁護士など、有識者を入れた第三者間の意見も必要ではないかと感じました。

さらに、令和元年11月7日付、政治倫理委員長から議長宛てに、会議規則の中に品位の尊重の条項の追加を検討することの申入れが当グループにされています。

そもそも、議員の品位または議会の品位の品位とは、どういう解釈をすることが望ましいかという問題があります。一般的に表現する学問上の学理的解釈による品位と、政治倫理基準に取り入れ、懲らしめ制裁規定として運営をする法的拘束力を伴う有権解釈による品位とは、その運用の重さが違うことになります。

これについては、議会運営委員会において、特に政治倫理における品位の有権解釈を導き出した上で議員全員に諮り、品位という用語の導入、運用を検討すべきものと考えます。

以上、報告を終わります。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

A班からの報告をありがとうございました。

今、良知委員のほうから報告がありましたけれども、この点について何か皆さん、ご意見等ございますか。

議会の日程と重ならないように事務局と調整する」という文言を追加したほうがいいんじゃないかというご意見がありましたが、これについては申し合わせには掲載しない、事務局で調整してきっちりと、こういうふう引き継いでいくということになりました。

変更なしの部分は飛ばします。

続きまして、92ページの三つ目のところ、「議事堂」という言葉があつて、牧之原市では議事堂という言葉は使っていないので「議場」に変更しました。「着席は3分前」という表記がありますが、これはそのまま変更なしで3分前に招集してくださいということです。

その下、議席について。議席の選び方については、議長と副議長の選び方しか、今現在は明記されておられません。それにつきまして、今慣例的に期数、成年の若い順に1から議席番号を振っています。これを申し合わせ事項に追加したほうがいいんじゃないかというご意見がありまして、追加する方向で訂正案をつくっております。そちらのほうは資料3のほうで、後で皆さんに一括で見ていただければと思います。

1 ページ目の一番下、「補欠選挙により選出された議員の議席は議長が定める」。これに関しては、今回たまたまこの任期中に繰上げ当選がありました。繰上げ当選についても、これはちゃんと明記したほうがいいんじゃないかということで、案には明記をさせていただいています。

2 ページ目をお願いします。変更なし、語句の追加もなしが上から2個目。

3 番目、諸般の報告のところの条番号の訂正。これが変わっているということで、これは事務的に第92条、第93条に訂正をさせていただきます。

特筆すべきが、上から四つ目、一部事務組合議会議員の選挙については、地元議員を中心に推薦するということがあります。これが地元議員になっていないという一部事務組合もありますよねというふうな確認として、皆さんでその事実の共有をしました。

その次ですね、今まではその一部事務組合の推薦について、議会運営委員会において推薦し、全員協議会において話合いで決めるというふうになっていましたが、この議会運営委員会での推薦理由を付しという文言を入れたほうがいいのかというご意見がありまして、それはグループ員でみんなでこれは入れましょうということで案として盛り込んであります。

駆け足ですが、3 ページ目、よろしくをお願いします。一番上は変更なし。2 個目の表ですね。2 個目の表で、後段を追加しております。96ページのその他というところで、「任期は2年とする」というものに関しては、委員長しか明記がなかったので、当然「副委員長も同様とする」という語句を追加したほうがいいのかということで、訂正案には追加しております。

一番下、質疑のところなんですけど、これは技術論です。現行の表現だと、「発言通告書」となっていますが、牧之原市議会には発言通告書という通告書はありませんので、「質疑通告書」と正式な名前に変えました。

4 ページ目、よろしくをお願いします。「会議における質疑は一問一答の方式で行うことができる」という文言があります。また、(4)には「一括質疑の場合は3回を超える質疑をすることができない。ただし、一問一答の場合はこの限りではない」という申し合わせ事項には表現があ

るにもかかわらず、質疑に関しては一問一答というものを現在行っておりません。これについては、一問一答方式も通告質疑や連合審査会の質疑でできるようにすべきではないかという発言がありました。これは議員の発言権に関わることで、グループレベルでは判断がつかないということで、全体会で協議するという宿題にさせていただきました。

こういった全体会で協議するものに関しましては、資料2のほうにまとめてありますので、皆さんで後でご覧いただきたいと思います。

(8)のところで、発言の要領、連合審査会についてご意見がありました。今現在、連合審査会は議場で行っています。議場で行っているからこそベルを鳴らして、9時の定刻を待って議事進行しているんですけども、そもそも連合審査会は委員会ですので、本会議の9時という定刻を必ずしも守る必要はないんじゃないかというご意見がありました。これについては明文化をすることはしないんですけども、委員長の判断で、9時前でも皆さんがそろっていれば始めていいんじゃないかというふうにグループでは判断をしています。ただ、明文化はしておりません。

続きまして、下から2個目。これも「発言通告書」という文言があるんですけども、そんな書式はないので、「討論通告書」と改めております。このページは以上です。

5ページ目、よろしくお願ひします。5ページ目も「指定の通告書」という表現がありますが、「一般質問通告書」という正式な名前に戻しております。

あとは、ここは変更や語句の削除はありませんが、一番下、「一般質問の日程は通告人数により次のとおり配分する」というものがあります。

これによりますと、今現在一般質問が6名以上の場合、一日目を6名としております。例えば10名ですと、一日目を6名、2日目を4名にしておりますが、いろいろ当局との兼ね合いで、1日目のマックスを5名にしたほうがいいんじゃないかというご意見があります。それについては、そのご意見を参考させていただいて、改定案には1日目を5名としておりますが、これについてもまた、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

次、6ページ目。よろしくお願ひします。6ページ目、これは市議会ホームページに掲載するところの、「に」という言葉が本文のほうには入っていなかったもので、普通に日本語として「に」を入れるというだけのものです。

次、(9)に関しては、「紙媒体の通告書と併せて」という形で今はあります。今現在、タブレットも配付されておりますし、メール等で皆さんが通告文を送っていたりします。それで、必ずしも紙媒体の通告書を提出はしていないんですね。これを実情に合わせて、「紙媒体の通告書」という文言を削除しようということです。

続きまして、会議録2のところ100ページのところですね。「牧之原市ホームページ議会ホームページ」というふうな文言になっているんですけども、これを市議会ホームページがありますので、市議会ホームページ及び会議録検索システムが導入されましたので、これを文言を調整いたします。

100ページ、委員会のところでちょっとこれは表現のところ、あれですね。半角、空白が入

っていたりとか、委員会なのに「質疑」という言葉を使っているのがおかしいよということで、そこは「審査結果」に変えます。また、「委員長報告は委員長が」に修正したいと思っております。

次のページ、よろしくお願ひします。これも日本語の助詞がちょっとおかしいんじゃないかということで、「宿泊が伴う」を「宿泊を伴う」に変えます。また、「なお、様式は別途定めるものとし、情報公開コーナーほか市議会ホームページに掲載する」を追加します。これについては、元の文には入っていませんでしたので、追加をすることにしました。

次、議会広報特別委員会が6人というものなんですけれども、これは各常任委員会からそれぞれ3人ずつ選出するというものを、今通常そういうふうになっています。慣例として。ただ、申し合わせには入っていませんので、各総務と、文教と3人ずつ選出することをここで正式に明記したほうがいだろうというふうな案があって、改正案には明記しております。

次は、漢数字を普通に半角数字に変えますよというだけの話です。

あと、102ページ、専門部会についてなんですけれども、先ほどAグループで良知委員がお話がありました。それと全く同じというか類似の議論だと思うんですけれども、この専門部会の全体を削除したほうがいいんじゃないかというご意見がありました。

これについては、専門部会というものは議員皆さんで合意の上で設置されたものですから、これもやはりこれについては全体会で協議したほうがいいのではないかということで、特出しで資料2のほうに書いてありますので、後ほどご説明します。

7ページはこれで終わりです。

8ページ。103のその9、その他ですね。上から2個目。これも「委員会審議に」という、本来じゃない言葉があったので、「委員会審査」に変えます。これ、「審査会審査」になっているんですけど、「委員会審査」に変えます。

その下、海外派遣については、議会として判断する必要な案件があれば海外視察も可能性としてあってはよいのではないかというご意見がありました。つきましては、海外派遣をしないというふうなことが明言されていることを、一切全削除して、海外派遣も可能性としてはあるということでしたほうがいいんじゃないかということで、改正案にはここを全削除させていただいております。

その次、項目の追加として、今現在コロナ禍で皆さんマスクを着用しているんですけども、通常、コロナの前は本来であればマスクは議長の許可がないとできませんでした。これを、コロナが終わった後に、マスクをするときは、やはり議長に許可を求めるという項目の追加は必要ではないかということで、追加しております。

議員互助会基準等ということで、こちらは今、議員互助会で皆さんにお金を、お金と言ったらおかしいんですけど、お配りするときには、大体慶弔規定の弔意があった、残念なことがあったときだけです。これは、今後、若い方が議会に積極的に参加していただくためにも、結婚や出産ということもあり得るだろうということで、祝儀等を出してはどうかという意見がありました。こ

れについては、近隣市町の状況を確認して、これ別紙のとおりと書いてあるんですけど、すみません、別紙はありませんけれども、皆さんにお諮りして、結婚や出産についても祝儀等をお渡ししたほうがいいであろうということに決定しました。その額については、皆さんにご意見いただければと思います。

最後、9ページ目です。9ページ目、上は修正見直しは行わない。次ですね、議員の忌引きについて、何日休めるのか。もし、奥様とか旦那様のご実家が県外の場合はなかなか日数も取られるけれどもというご意見がありました。

これについては、社会通念上許される範囲ということで判断すればいいのではないかとということでありました。欠席届につきましても、今は欠席届を議長に届けないと欠席ができません。ちゃんと。しかしながら、そういうときばかりではないだろうということで、「口頭または電話によることができる」ということを明文化したほうがいいのではないかとご意見がありました。ですので、これは欠席届の様式の下に、こういった一文をさすということで明文化して対応しようというアイデアになっております。

あとは、元号がきっちり訂正されていないところを元号を訂正して、なおかつ括弧数字が半角と全角と入り混じっているのを、全てを半角から全角に修正をします。

その他、委員長報告について。これは、今までちょっとお話はさせていただいているんですけども、ケースとして、委員長が委員会審査のときに、表決に加わらず討論にも参加しなかった場合において、本会議で全員賛成にもかかわらず、委員長が反対討論を行って反対をしたというケースがあります。これを、傍聴者が、本来的にはそれは大丈夫なんですけれども、傍聴者にすれば、いささか混乱を来すのではないかとということで、検討しております。

その結果、一応グループでのアイデアとしては、委員長が本会議において反対の立場から討論に参加しようとする場合は、あらかじめ附託議案審査時に討論と評決をするようにしたほうがいいのではないかとというふうにワーキンググループ内では話合いが行われました。これについては、全体会で協議をさせていただきます。

あと、一番最後、事務局からこの三つについて申し合わせ事項も検討してくださいということで、事務局からあったことについて協議をいたしました。

一件目が、意見書提出の人数要件を少し検討していただいたほうがいいのではないかとということでありました。といいますのも、今現在意見書提出は、牧之原市議会に限っては4分の3が必要要件となっております。これに関して、このまま進めていくと少しいささか問題が生じるのではないかとということでした。

というのは、そもそも4分の3の要件を必要とするのは首長のリコールとか、そういうときが起こったときの要件で非常に重い特別多数議決になります。しかしながら、意見書を出していこうとするときに、今、委員会に附託しますよね。委員会に付託すると、委員会の中では最終的に採決をして過半数を得れば委員会ではこれを出していこうということになります。しかしながら、全員協議会で委員会はこれを提出していく方向ですとって皆さんに諮ったときに、それが否決

される可能性もあるんですよ。4分の3ですと。そうすると、委員会の審査が委員会主義であるにもかかわらず、委員会の審査が軽んじられる場面もあるのではないかという理論です。

分かりやすく言いますとですと、先ほどお話ししましたが、陳情に対して取り扱うか取り扱わないかを決めました。今回は取り扱わないというふうにしたんですけれども、リニアの全面公開ですね。これを委員会では、例えば取り扱うということにしますよね。陳情の取り扱いをすることは過半数の採決があれば、過半数があれば取り扱うということになります。しかし、陳情は取り扱うというふうに決まったのにもかかわらず、その陳情内容が意見書を提出してくださいという内容ですよ。それをこの場で4分の3で否決してしまうと、陳情を取り扱う、意見書を出すというふうに決まったにもかかわらず、その意見書は否決されるという、ちぐはぐな場面が出てきてしまう。

ですので、せめて3分の2に要件を落とすということが必要ではないかということで、事務局からご意見としてありました。これについては、後ほど全体会での協議事項ということで特出しに入れていきますので、よろしくお願いします。

最後、文書質問提出時の取扱いについてということで、提出された文書質問、今まで牧之原市議会で2件あったと記憶しておりますが、この文書質問があった際に、その文書質問の答弁書とか、ご回答というものは、今現在、文書質問を出された方にしかお答えが配られておりません。そうすると、本来文書質問というものは一般質問に代替するもので、一般質問ですと議場で一般質問したら、その答弁は議員全員が共有して聞いています。ただ、文書質問ですと、質問を出した人にしか答えがわたらないので、皆さん議員で共有ができないんですね、答弁の。それはまずかろうということで、全議員に質問書及び回答書の写しを配付するとともに、市議会ホームページに掲載するという形はどうかということで、グループではお話をしました。

申し合わせ事項の見直しについては以上です。

次のページ、資料2をご覧ください。当然今見直しをかけて、改定案として出されたもの全てにおいて、皆さんにご意見をいただければと思いますが、特にこれは全体会で協議したいよということで、特出しであるものをここでご説明します。

①は委員長報告について。これは先ほどの委員長が反対討論に立つときは、あらかじめ付託議案審査のときに討論と評決に参加しましょうということです。これについてご協議いただきたい。

②意見書の提出議員数、要件ですね。これについても、先ほどの理論からいくと、ちぐはぐになってしまう可能性があるんで、意見書の提出議員数をどうするかをご議論いただきたい。

③質疑について。今、一問一答方式は一般質問しかしておりません。これについて、申し合わせ事項には、質疑においても、通告質疑においても、また連合審査会においても一問一答ができるのではないかとこのように読み解ける。これについて取扱いをどうするのか、皆さんに全体でお諮りをしたいです。

④、これは先ほど申しました、専門部会の廃止について皆さんで腰を落ち着けて議論するべきことということで、特出しで出しております。

⑤議員互助会基準について。婚姻、出産についてお祝いを出す。これはお金に関わることなので、その額も含めて皆さんでご協議いただきたい。

⑥連合審査会の開始時間、これを9時を必ずしも守る必要はないんじゃないかということについて、皆さんで確認ですね、これについては明文化はしないので、そういうことでいいですかということを確認をしたいと思います。

それらを踏まえまして、皆さんに今後ご協議していただきやすいように、資料3として牧之原市議会運営申し合わせ事項の改定案、例えば数字を全角にしましたよとか、今まで説明したところを文言を調整しましたよというものを赤字で記してある改定案を資料3として添付しておりますので、今後、議論する際にはこちらを参照して議論をしていただきたいと思います。

これの、すみません、ずっと飛ぶんですけど、一部議論をせずに削除してしまっているところがあります。それは一部事務組合の相寿園管理組合がもう既になくなっていきますので、これは協議するまでもなく、この申し合わせ事項から削除するというので、事務的に手続をしますもので、そこはご了承いただければと思います。

Bグループ、以上です。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。Bグループから説明がありました。これについては、申し合わせ事項ということで、議会運営に係る基本的な事項を定めております。これ、多岐にわたりますので、今日、今皆さんご説明を聞いてそれではということですがすぐにはできないと思いますので、一応これ、もう一回確認をしていただく中で、次の全体会で協議をしていただくというような段取りにしたいと思いますが、よろしいですか。

○（平口朋彦君）

質疑は今。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

今の説明に対して、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、また次回のこの申し合わせ事項の見直しについては、次回の全体会で皆さんとご協議をしていただき、特に協議内容というのも示してくれてありますので、それらを中心に次回の全体会で協議をいただきたい。そのときには、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

太田委員。

○（太田佳晴君）

議会運営委員会のほうはどのような形になりますか。本来、申し合わせ事項なので、議会運営上、一番重要な部分なので、本来であれば議運でちゃんとまとめたものを全体にというのが筋だ

と思うんです。だから、それが先にこっちでやってというのが、ちょっと違和感を感じるんですけど。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

議会運営委員会に当然諮らなくてはいけないと思いますけれども、その前に、いろいろ叩いていただいて、各グループの作業した内容を。それをある程度まとまったところで議会運営委員会に諮って、そこで最終的には決めていきたい、そのようなスケジュールでいますけれども、どうですかね。

太田委員。

○（太田佳晴君）

ちょっと反対感が強いんですけど、ある程度これだけのボリュームがあるので、委員長がそういう考えでいくなればあれですけど、最終的にはやっぱり全体というのが、それが最後だと思うんです。一度全体でもんで、それで議運でしっかりまとめて、それで最終的に全体でという、そういうことですよね。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは最後に、Cグループの村田委員、お願いします。

○（村田博英君）

それでは、Cグループは大井副議長、それから藤野委員と、それと鈴木委員と原口委員の5人で行いました。

資料を見ていただいて、牧之原市議会政治倫理規程という資料がございますので、よろしいでしょうか。全部やると大変なので、大変というか、変えたところだけご説明いたします。

現行と改正案という資料をご覧になってください。

第2条、これは改定したところは、第1項第1条の規定が具体的にどのような行為が該当するのかが曖昧であったため、第1号を削り、第1項本文へ包括する形としました。第1号を削ったことにより、第2号以下を1号ずつ繰り上げ、第5号として会議での発言やSNS等での発信について、議員個人の発言等が非常に重いものであることから、各自公人としての自覚及び責任を持つことを加えました。

政治倫理委員会の開催が請求されるのは、第1号から第5号までのいずれかに抵触するとされたときになります。

それから、第4条についてですが、第4条について、第1項においてこれまで議会の構成が変わったときに政治倫理委員会が設置されていたため、事前に委員が指名されているということで、開催を請求した議員及び請求の対象となった議員が委員となっていることが想定されることから、審査の公平性を保つ観点から、開催請求があった後に政治倫理委員会を設置するということについて

たしました。

第5条につきましては、政治倫理委員会の所掌事務として、開催請求が適しているのかどうか、第2条の政治倫理基準に該当する行為があったのかどうかを審査することを明確に規定いたしました。

それから、審議と審査という言葉がございますが、審議については、議会の会議で付議事件について説明を聞き審議し、討論をし、評決をするといった一連の過程を指すということでございます。審査というのは、委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議など、特定の事件について議論し、一定の結論を出す一連の過程を指します。

第6条において、第2号において、委員は開催請求案件ごとに議長が全員協議会に諮って指名することとしました。またこの際、公平性を保つ観点から、開催請求をした議員及び請求の対象となっている議員は委員になることができないことといたしました。

第3号において、これまでは委員の任期は常任委員の任期としておりましたが、議長に審査請求を報告するまでとし、案件ごとに委員が変わるようにして公平性を保つことといたしました。

また、万が一委員が欠けたときは、議長は速やかに補欠委員を指名することとなります。

それから、第7条。第1項において、政治倫理委員会の開催は議員5人以上の連署による議長への請求、それから議長からの要請であることから、本文で議員5人以上の連署による請求について規定し、ただし書で議長からの要請があった場合は5人以上の連署が不要になることについて規定をいたしました。

ただし書というのは、例えば、議員が知らない報道や市民の意見などによって議長が判断する場合があるのではないかとということで、規定をいたしました。

第2項において、開催請求が出された場合、議長は速やかに委員を指名し、政治倫理委員会に審査を附託することを規定いたしました。

第9条ですが、第1項において、これまでも開催請求があった際は、その旨対象となった議員へ知らせておりましたが、規定の中に明記されていなかったことから、新しく付け加えました。

第10条について。是正措置を取ることができる主体を委員会から議長に変更したことにより、委員会の報告を受けてから議長がその内容を基に是正措置を取るという実際の流れに沿うように、第10条と第11条の位置を変えるため、現行の第10条を削りました。

第11条。第10条を削ったため、現行の第11条を第10条に繰り上げました。また、審査結果の報告は議会本会議に報告ではなく、議長へ行うとともに、全議員に報告することといたしました。

新設の第11条であります。現行の第10条で削った是正措置について、新設の第11条として付け加えました。第1項において政治倫理委員会から審査結果の報告を受けた議長が対象議員に対し、第1号から第3号までの措置を取ることができることを規定いたしました。

第2項において、これまでは審査結果を開催を要求した議員及び対象となった議員に通知することについて規定がなかったので、議長から通知するよう新しく付け加えました。

新設の第13条でございますが、議長、副議長が審査の対象となったときの職務代理について加

えました。議長が対象となったときは副議長が、議長、副議長共に対象となったときは、議長、副議長以外の議員の中で互選により定めた議員がこの訓令に規定する議長の職務を行うことといたしました。

この条につきましては、Cグループの中でも規定することが必要なのか議論になりましたが、万が一のことも考えられるということから、明確にしておいたほうが良いという意見もございまして、付け加えております。皆様にお諮り願って、特に不要ということであれば、加えないことも検討いたします。

第13条についてです。新設の第13条を加えたことから、現行の第13条を第14条に繰り下げました。

以上でございます。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。今、政治倫理委員会規定についてCグループのから作業結果、作業内容等々説明がありました。

これについて、現時点で何か質問はございますか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

26ページのところでちょっとお聞かせください。新しいところの26ページ、第6条の（3）は委員の任期について規定しております。委員の任期について、説明をしていただいて理解はしたんですけども、議長、また全議員に報告をするタイミングが後でありますよね。後のほうで規定されておりました。本会議では報告をしないということになっています。本会議において委員長報告をする場合は、委員長報告に対する質疑というものができると思うんですけども、これについてはどういうふうに考えていますか。議長をまた全議員に報告をしたら、委員の任期が終わっちゃうんですよね。報告を受けて質疑をした場合のことも、ちょっと想定しておいたほうが良いのかなと思うんですけども。報告をして、質疑を受けるまでが委員の任期にしておいたほうが良いのかなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

そのほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

では、このCグループの政治倫理規程の見直し作業についても、次回の全体会のほうで協議をしていただきますので、それまでに内容のほうを確認をしておいていただきたいと思っております。

そのほか、全体的に何かございますか。

よろしいですか。

村田委員。

○（村田博英君）

三つの班とも、非常に重要な案件でありますので、特に倫理委員会につきましては、いろんな過程がございまして、それを踏まえて今までのことを考えながら改訂版をつくりましたので、解散してしまいますと、その経緯をなくなってしまうことも考えられますので、ぜひ、期内に、特に倫理委員会規程改正は結論を出すようお願いしたいと思います。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。

そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

3 その他

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

作業内容について、例えば、B班の申し合わせ事項、あるいはC班の政治倫理規程の条項の見直し等々について、完全にこれは現実にそぐわないので改正しなくてはならないという点と、もう一つは皆さんとの協議によって改正するか改正しないか決めなくちゃいけないことと、ある程度大きく分かれると思いますので、その辺も踏まえて持ち帰っていただいて、例えば協議、あるいは人数的なものね、それとか現実にそぐわないものとか、そういうものとすみ分けしながら協議をしていきたいというふうに思います。

そんな形で、次回また日程を通知させていただきますので、今日のところはこれで終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

〔午前 11時55分 閉会〕